

許可番号 01516031763

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

新潟県上越市大字福橋625番地

株式会社 マキタ創建

代表取締役 牧田 雅之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

新潟県知事 花 角 英



許可の年月日 令和 7年 7月11日

許可の有効年月日 令和12年 6月21日

### 1 事業の範囲

- ・収集・運搬（積替え・保管を含む。）

汚泥（含水率85%以下のものに限る。）、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（以上、石綿含有産業廃棄物を含む。）、金属くず（以上、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）

- ・収集・運搬（積替え・保管を除く。）

紙くず、木くず、繊維くず（以上、石綿含有産業廃棄物を除く。）、燃え殻、ゴムくず、鉋さい（飛散防止処理したものに限る。）、ばいじん（飛散防止処理したものに限る。）（以上、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）



2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

- (1)・積替え又は保管を行う場所の所在地  
新潟県上越市頸城区下三分一字大枝1番24
- ・積替え又は保管を行う場所の面積及び産業廃棄物の種類  
石綿含有産業廃棄物 54 m<sup>2</sup>
  - ・積替えのための保管上限  
石綿含有産業廃棄物 48 m<sup>3</sup> (容器内)
- (2)・積替え又は保管を行う場所の所在地  
新潟県上越市大字福橋字前田622番
- ・積替え又は保管を行う場所の面積及び産業廃棄物の種類  
水銀使用製品産業廃棄物 (廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず) 6 m<sup>2</sup>
  - ・積替えのための保管上限  
水銀使用製品産業廃棄物 1.46 m<sup>3</sup> (容器内)
- (3)・積替え又は保管を行う場所の所在地  
新潟県糸魚川市寺町三丁目1069番2、1085番4
- ・積替え又は保管を行う場所の面積及び産業廃棄物の種類  
廃プラスチック類 (39 m<sup>2</sup>)、木くず (39 m<sup>2</sup>)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (39 m<sup>2</sup>)、廃石膏ボード (39 m<sup>2</sup>)、石綿含有産業廃棄物 (39 m<sup>2</sup>)
  - ・積替えのための保管上限  
廃プラスチック類 (50 m<sup>3</sup>)、木くず (50 m<sup>3</sup>)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (50 m<sup>3</sup>)、廃石膏ボード (50 m<sup>3</sup>)、石綿含有産業廃棄物 (50 m<sup>3</sup>)  
(以上、容器内)



### 3 許可の条件

鉋さい、ばいじんは飛散防止処理したものに限る。

### 4 許可の更新又は変更の状況

- ・更新許可年月日 平成 7年 6月 22日
- ・変更届出年月日 平成 8年 12月 13日 (住所の変更 旧 新潟県上越市佐内町20番12号)
- ・変更許可年月日 平成 9年 6月 4日  
(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、燃え殻の追加)
- ・変更届出年月日 平成 9年 9月 16日 (代表者の変更 旧 牧田 淳一)
- ・変更許可年月日 平成 11年 7月 6日  
(鉋さい、ばいじん(以上、飛散防止処理したものに限る。)、汚泥(含水率85%以下のものに限る。)、ゴムくず、紙くず、繊維くずの追加)
- ・変更届出年月日 平成 11年 8月 24日 (社名の変更 旧 有限会社 牧田工務店)
- ・更新許可年月日 平成 12年 6月 22日
- ・更新許可年月日 平成 17年 6月 22日
- ・変更許可年月日 平成 19年 1月 16日  
(がれき類、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(以上、石綿含有産業廃棄物に限る。))について「積替え・保管を含む。」に変更)
- ・変更届出年月日 平成 20年 6月 10日 (積替え・保管に関する変更)
- ・更新許可年月日 平成 22年 7月 15日
- ・更新許可年月日 平成 27年 7月 27日
- ・変更届出年月日 平成 30年 4月 10日 (積替え・保管に関する変更)
- ・変更届出年月日 令和 2年 4月 24日  
(廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(以上、石綿含有産業廃棄物を除く。)、金属くず(以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。))を「積替え・保管を除く。」から「積替え・保管を含む。」に変更)
- ・更新許可年月日 令和 2年 8月 11日
- ・変更届出年月日 令和 3年 7月 8日  
(汚泥(含水率85%以下のもの)に限り、石綿含有産業廃棄物を含む。)(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。))を「積替え・保管を除く。」から「積替え・保管を含む。」に変更)
- ・変更届出年月日 令和 4年 3月 24日 (積替え・保管に関する変更)
- ・変更届出年月日 令和 5年 2月 28日 (積替え・保管に関する変更)
- ・更新許可年月日 令和 7年 7月 11日

### 5 積替え許可の有無

無

### 6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

(令和 7年 7月 11日 更新許可)